

令和 7 年 9 月 26 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

1	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し 結果について	1
2	DV・ストーカー被害者への支援について	4
3	湘南老人ホーム及び横須賀老人ホームに係る県有財産の譲渡について.....	6
4	今後の県立障害者支援施設のあり方について	8
5	県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について.....	13
6	新たな地方独立行政法人の設立について	16
7	障害者支援施設や障がい者グループホームの利用を希望する方の実態調査について.....	40
8	神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について.....	47

1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

条例の見直しの結果

改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

	条 例 名	見直し結果
1	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

参 考

条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	
条 例 番 号	平成7年神奈川県条例第5号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課・県土整備局建築住宅部建築指導課	
条 例 の 概 要	障害者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、バリアフリーの街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定め、施設整備における整備基準の遵守を課すに当たっての基本的な必要事項を定めたものである。 超高齢社会が進展する中、移動困難者の増加に対応した街づくりや障害者等の社会参加をさらに進める必要性、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など関係法令の整備状況及び「ともに生きる社会かながわ憲章」をはじめとした県施策の方向性など社会状況の変化を踏まえ、適切な施設整備等を進めることにより高齢者、障害者等の円滑な移動や社会参加を実現しようとする本条例は、地域共生社会の実現に向けて、引き続き必要である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、バリアフリーの街づくりを進める上で、公共的施設等の新築等を行う際の整備基準の遵守を規定するなど、高齢者や障害者等の社会参加を図る上で重要な役割を果たしている。また、令和4年に、地域共生社会の実現に向けた方向性を明確に示すため、障害者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設利用に必要なとなる支援を明確化するなど、社会状況の変化を踏まえて改正を行っており、条例は有効に機能している。
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	県民の利便性向上や、事業者や市町村の効率的な事務運営の観点から、条例に基づく事務を特定行政庁に移譲するなど、県・市相互の連携・協力により効率的に運用している。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」の基本構想に掲げる政策の基本方向「健康・福祉」における「支え合う地域社会づくり」に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	県民及び事業者の責務や事業者の義務を課すなどの規定を有するが、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。
	その他	
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はないため。
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。	
	⑤ 廃止を検討する。	

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の構成及び所管部局

条例の構成		所管部局
第1章	総則 目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務、総合的推進	福祉子どもみらい局
第2章	施策の基本方針等 施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討、情報の提供等、財政上の措置	
第3章	施設等の整備 公共的施設等、指定施設及び公共車両等の整備	
第4章 (※)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 ・対象施設の追加及び規模の引下げ ・移動等を円滑にするための基準の付加 等	県土整備局
第5章	雑則 適用除外、委任	福祉子どもみらい局 県土整備局

(※第4章：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定を受け、平成20年12月の条例改正時に追加)

2 DV・ストーカー被害者への支援について

川崎市でストーカー被害を訴えていた女性の尊い命が失われた事案を受け、緊急シンポジウムや関係機関による支援調整会議を開催し、DVやストーカー被害に遭われている方々への支援の充実に向け、検討を進めており、その状況について報告する。

(1) DV・ストーカー被害者支援の課題と対応

今年6月に開催した緊急シンポジウムや支援調整会議を通じて把握した、被害を受けている当事者や支援者等の意見を踏まえ、次のとおり支援の課題を整理し、対応の強化を図る。

今後、シンポジウムの開催等により、県民の皆様に県の対応状況をお伝えしながら、関係機関と連携して、被害を受けている方を社会全体で守ることができるよう、当事者目線に立った取組を進める。

ア 広報の強化

【課題】

- ・ 行政の相談窓口や、一時保護などの支援の仕組みが知られていない。

【対応】

- ・ ポータルサイトの作成、SNSの活用などによる支援の仕組みの周知広報 等

イ 行政や警察の連携強化

【課題】

- ・ 不安を抱える本人に寄り添って、支援内容等を説明することが必要である。
- ・ 当事者が思っていることと、警察の受け止め方のギャップがある。
- ・ 警察と行政や関係機関の情報共有が不十分である。

【対応】

- ・ 県警職員、女性相談支援員等への研修強化
- ・ 危険度を見える化し、本人と確認するためのチェックリスト作成
- ・ DXを活用した関係機関との情報連携の検討 等

ウ 相談支援体制の強化

【課題】

- ・ 被害者は不安なので、警察や相談機関に弁護士など一緒に行く人

が必要である。

- ・ いろいろな相談機関で何度も同じ説明を求められるのは被害者の負担が大きい。

【対応】

- ・ どこに相談してもワンストップで支援につながる仕組みの検討
- ・ 弁護士等による相談支援の仕組みの構築 等

エ 一時保護・自立支援機能の強化

【課題】

- ・ 安全の確保とともに、本人の意思を尊重して保護することが重要である。
- ・ 一時保護所以外にも、安全を守る居場所が必要である。

【対応】

- ・ 一時保護機能の拡充に向けた検討 等

オ 加害者対応の強化

【課題】

- ・ 加害者に対するアプローチが必要である。
- ・ 加害者が治療プログラムなどにつながる仕組みがない。

【対応】

- ・ 加害者対応の強化に向けた仕組みの検討

(2) 推進体制

共生推進本部室にDV・ストーカー被害対策担当課長を新たに配置し、警察本部からの派遣職員や局内関係部署の職員を迎えて特別チームを立ち上げ、推進体制を強化する。

○ DV・ストーカー対応強化特別チームの発足

発足日 令和7年10月1日

体制

- ・ DV・ストーカー被害対策担当課長
(※ 令和7年10月1日付で発令予定)
- ・ 警察本部からの併任職員
- ・ 福祉子どもみらい局職員（共生推進本部室ほか）

3 湘南老人ホーム及び横須賀老人ホームに係る県有財産の譲渡について

湘南老人ホーム及び横須賀老人ホーム（以下「2ホーム」という。）に係る県有財産を、社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）へ有償譲渡することについて報告する。

(1) 施設の概要

	湘南老人ホーム	横須賀老人ホーム
所在地	秦野市下大槻1169－2	横須賀市野比5丁目5－6
土地	8,756.00㎡ 〔市街化調整区域〕	12,929.41㎡ 〔第二種住居地域〕
建物	延床面積 8,359.57㎡ 鉄筋コンクリート造4階建 平成5年築	延床面積 14,085.38㎡ 鉄筋コンクリート造5階建 平成10年築
運営形態 (定員)	特別養護老人ホーム 153名 (介護予防)短期入所生活介護 9名 通所介護 10名	特別養護老人ホーム 206名 (介護予防)短期入所生活介護 19名 通所介護 30名 盲養護老人ホーム 50名

(2) これまでの経緯

【平成18年度】

- ・ 県立施設であった2ホームを廃止し、運営を事業団に移譲した。
- ・ 県有財産である当該施設の土地及び建物は、施設運営の公益性と事業団の自立化を促進する観点から、当面の間、無償貸付とすることとした。

【令和5年度】

- ・ 事業団からの申入れにより、2ホームの有償譲渡に向けた具体的な協議を令和11年度に開始することについて覚書を交わした。

【令和6年度】

- ・ 事業団から2ホームを近年中に有償で譲り受けた旨の意向が示された。
- ・ これは、令和11年度を待たず購入資金確保の目途が立ったこと、また、大規模修繕等を早期かつ計画的に実施するためには、土地及び建物を自己所有とする必要があることが理由である。

【令和7年度】

- ・ 事業団から令和7年5月26日付けで、2ホームの有償譲渡に関する協議依頼書が提出された。

- ・ 県は、事業団が平成18年度以降、現在に至るまで長期にわたり2ホームを適切に運営してきた実績があり、現利用者に対する適切な処遇の継続が確保できること、また、安定的に収益を上げ、今後も引き続き堅調な運営が見込まれることから、2ホームを事業団に有償譲渡する方針を令和7年7月に決定した。

(3) 譲渡の条件

- ・ 事業団が運営している、2ホームの県有財産を有償で譲渡する。ただし、譲渡価額が、事業団の支払い可能額を超える場合には、横須賀老人ホームのみ先行して令和7年度内に有償譲渡する。
- ・ 特別養護老人ホームの用途に10年間供することとし、転売等を防止するため、買戻し特約を付す。

(4) 譲渡価額

譲渡価額は、県が実施する不動産鑑定評価に基づいた価額とする。

(5) 今後のスケジュール

令和7年9月～11月	県による不動産鑑定評価の実施
11月～12月	譲渡先及び譲渡価額案の決定
令和8年2月	令和8年第1回定例会に売買契約、財産処分 についての議案を上程
3月	売買契約の締結

(参考：事業団の概要)

名 称	社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団
所 在 地	横浜市中区北仲通3-33 神奈川県中小企業共済会館5階
代 表 者	理事長 河原 達也
沿 革	昭和46年2月 県主導の第3セクターとして社会福祉法人の設立認可 平成21年4月 " から離れる
主 な 運 営 施 設	高齢者施設（3施設）、児童養護施設（2施設）、保育園（7施設）

4 今後の県立障害者支援施設のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の中で示した各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、現在の取組状況を報告する。

（ビジョンでの県立施設の方向性に関する整理）

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園（※）
民間法人へ移譲 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

※中井やまゆり園は、令和8年4月の地方独立行政法人化に向けて、準備中。
（詳細は、「6 新たな地方独立行政法人の設立について」で別途報告）

（1）民間法人への移譲を検討する施設

ア さがみ緑風園

（ア）現状

- ・ 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、入所者の減少が続き、現在の入所者数は29名（定員40名）である。
- ・ このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- ・ 最重度の身体障害者用の施設として、民間施設に比べて広く、ゆとりを持ったつくりの建物であり、維持・管理費がかかる。

（イ）検討状況

- ・ 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）のうち、1階部分は児童相談所の一時保護所として活用予定である。

（ウ）今後の対応

- ・ 移譲に向け、建物の今後の維持・管理コストを整理するなど、移譲条件等を整理する。

イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築30年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋が中心の多床室となっている。
- ・ 令和7年4月から県職員を派遣し、介護保険サービスへの移行へ向け、ノウハウなどを伝えるなど、実践的な取組を行っている。
- ・ 民間移譲に向けた検討に時間を要することから、指定管理を令和9年度まで延長した。

(イ) 検討状況

- ・ 民間移譲にあたって、この地域での事業展開を検討するため、近隣で障害福祉サービス事業所を運営する複数の民間法人から、現在の運営状況、課題等のヒアリングを行い、利用者の地域生活移行に向け、課題を抱える法人があることを確認した。
- ・ 移譲にあたっては、移譲希望の法人から実効性ある計画の提案を募り、選定にあたっては、公募の方向で検討していく。

(ウ) 今後の対応

地元自治体、指定管理者、基幹相談及び近隣の民間法人で構成する勉強会を立ち上げ、移譲に向け、地域における施設のあり方等について検討する。

ウ 三浦しらとり園

(ア) 現状

- ・ 知的障害児と知的障害者の複合施設である。
- ・ 建物は築42年が経過し、児者あわせて定員152名の大規模施設で、多床室が中心となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。

(イ) 検討状況

- ・ 指定管理者は、入所者の地域生活移行を進め、定員規模の縮小などの検討を行っている。
- ・ 県では、移譲に向けて、指定管理者や複数の社会福祉法人に、重度障害者が地域に溶け込んだ暮らしを実現できるような小規模

な施設の運営や、地域生活の拠点としての必要な役割について、ヒアリングを行っている。

(ウ) 今後の対応

指定管理者や他の法人の意見を聞きながら、国の報酬でどのような効果的な運営ができるか検討するとともに、必要に応じて、県による財政的支援を検討していく。

(2) 引き続き方向性を検討する施設

ア 芹が谷やまゆり園及び津久井やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 両園ともに建物は小規模ユニット施設として整備されている。
- ・ 園外に日中活動の拠点を設置し、又は設置する計画があるなど、積極的に地域生活移行に取り組んでいる。
- ・ 両園とも指定期間が令和9年度までであるため、遅くとも令和8年中には方向性を示す必要がある。

(イ) 検討状況

方向性の検討にあたって、各園の特徴や現状を把握するために、両施設を訪問して、日中活動、地域団体との連携、周辺地域の資源等について、視察やヒアリング等を行っている。

(ウ) 両園の取組

a 芹が谷やまゆり園

- ・ 令和6年3月に、地域での活動を促進する拠点とするため、園の近隣に従たる事業所（定員16名）を設置し、地域清掃に参加するなど、日中活動の機会を増やす取組を行っている。
- ・ グループホームの見学、実習及び体験を通じて地域生活移行を推進している。

b 津久井やまゆり園

- ・ 意思決定支援の担当者会議において、本人の望む生活ができているか等の確認を行い、利用者自らの意思が反映された生活の実現と、利用者からの意見を園の運営に反映させている。
- ・ 地区の社会福祉協議会や支援学校等との協力、地域イベントへの参加等、地域とのつながりが深く、また、在宅障害者等の生活介護の受入れを行うなど、地域の障害者を支える社会資源となっている。

(エ) 今後の対応

当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域生活移行の取組等、指定管理の状況を検証しながら方向性を検討していく。

イ 愛名やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 建物は築39年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいる。
- ・ 大規模施設は管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題がある。
- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。

(イ) 検討状況

- ・ 将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようにするためには、どのようなあり方がふさわしいか、検討を進めている。
- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行政法人が一体的に運営することを視野に入れて検討を進めている。
- ・ 指定管理を令和9年度まで延長したが、令和10年度以降の運営方針を示す必要がある。

(ウ) 今後の対応

再整備や地方独立行政法人による運営を視野に入れ、引き続き、以下の検討を行う。

- ・ 地域に溶け込んだ暮らしの検討
- ・ 地域生活移行の推進
- ・ 組織執行体制の検討

(エ) その他

- ・ 県は、「「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」による県への指摘に係る検証結果報告書」を令和7年3月に取りまとめ、令和7年4月から県職員を派遣し、意思決定支援の推進や施設利用者の生活支援などを行っている。

(参考：県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管 理 方 法 指定管理者 指 定 期 間	主な 対象	定員	築年数 (部屋)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的	140人	築25年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体	40人	築22年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理 同愛会・白根学園 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築3年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理 かながわ共同会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築3年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	120人	築39年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	112人	築30年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理 清和会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的 (児・ 者)	40人 112人	築42年 (多床室中心)

5 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定し、令和7年8月に改定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

(1) アクションプランの推進

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

ア 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、生育歴から利用者の人生を理解し共感するため、その充実に向けて取組を進めている。

(ア) カンファレンスを通じた生育歴の理解と人となりシートの作成

- ・ 利用者82名中69名のカンファレンスを実施
(令和5年7月～令和7年8月末までの実績)

イ 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前前に地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

(ア) 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実

- ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始
- ・ 利用者実人数56名、延べ501名が参加(令和7年度実績、令和7年8月末時点)

(イ) 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組

- ・ 農業に精通した社会福祉法人の指導のもと、夏野菜の苗植えから収穫に利用者が参加
- ・ 利用者と地域の小学生等と一緒に麦畑で農作業を実施

(ウ) 園外の事業所への通所

- ・ 体験利用を含め、通所事業所へ30名、グループホームへ2名が利用(令和7年度実績、令和5年7月～令和7年8月の間にグループホームへ移行した利用者は除く。)

(エ) モデル寮の設置(令和7年4月)

- ・ 特定の寮を園長直轄のモデル寮と位置づけ、日常的にモデル寮の全ての利用者が園外で活動し、地域とつながる実践

- ・ 令和7年6月から、全ての利用者が地域の中で日常的に農作業や清掃活動等の活動を開始

ウ いのちを守る施設運営

- ・ 昨年度、障害福祉分野で活躍していた医師を医務統括として、医療安全問題に関して実績豊富な看護師を医務統括補佐として配置し、園の医療体制の拡充を図った。
- ・ 一人ひとりの利用者の状態を改めて把握し、支援を見直す等、利用者一人ひとりのいのちを守る取組を進めた結果、健康診断の血液検査が2年前と比べて、全体として改善傾向にある。

エ 施設運営を支える仕組みの改善

- ・ 虐待防止に対する基礎知識の習得に加え、虐待事案等の振り返り等を行う虐待防止研修を盛り込んだ研修計画を作成し、9月から研修を順次実施する。

(2) 県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議

「県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）では、アクションプランの進捗確認を行うとともに、支援改善アドバイザーをメンバーに加え、県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会（以下「改革委員会」という。）で報告された事例に係る福祉的な検証を進めていくこととした。

令和7年7月29日に開催した第1回では、検証にあたって意見を行い、9月18日に開催した第2回では、具体的な事例の検証を行った。

＜第1回の主な意見＞

- ・ 過去の死亡事例における、急性期の対応に至るまでの日々の支援において、健康を害するような不適切な対応がなかったか、これまで振り返ることがなかった。
- ・ 福祉的な検証は、社会情勢、生活史（活動・エピソード）、医療的な面の3つの視点から、ひとりの人の人生を長いスパンで見て、支援の在り方を振り返ることが非常に重要である。
- ・ 利用者の日々の変化や異変に気づく力が必要であり、日々支援に当たっている福祉側から医療側に、正しく伝える必要がある。
- ・ 長い時間軸の中で、身体機能が低下していくことを含めて、その人の生育歴・生活史から検証していく必要がある。
- ・ 健康といのちは繋がっていて、栄養を摂らないと体重も減るし、支

援と食事の観点では、利用者が食べないから食べさせないのは違うと思っている。どうやったら食べてもらえるか工夫が必要で、ひとつの物事だけで支援を決めてはいけない。

- ・ 意思決定支援、共生社会、当事者目線を検証の基軸に置いて、歴史も含めて、検証を進めていく必要がある。
- ・ 利用者が食べないから食べさせない、本人の言ったとおりにすることが意思決定支援という誤解があり、それは支援の放棄である。
- ・ 検証は、施設の在り方や意思決定支援を問い直すことになる。

＜第2回の主な意見＞

- ・ 口腔ケアなどの支援は、利用者が拒否したら支援を止めるのではなく、別の方法で関わる発想を考えるべき。
- ・ 暴言で片付けられてしまっている出来事でも、その時の言葉や行動に意味はあるはずだが、そうした手がかりとなる記録がない。
- ・ 本人の意思をくみ取るアセスメントができていなければ、個別支援計画が作成されているとは言えない。
- ・ 入所理由に、本人の意思が分からないケースが見受けられる。言葉で意思疎通の難しい方の意思をどう確認するかを考えるべき。
- ・ 園職員が、一人の利用者の生活史を丁寧にまとめ、安易な安全第一だったという振り返りをもとに、議論することに非常に価値がある。

(3) 今後について

- ・ 令和7年度の重点事項を中心に進捗状況や課題を把握できるよう、園とともに作成しているTODOリストを更新し、園と本庁が一体となって具体的な取組を進めていく。
- ・ 令和7年度は計画期間の最終年度であることから、引き続きアドバイザー会議を開催し、第三者による進捗確認を行うとともに、計画期間である3年間の成果を見える化する。
- ・ アドバイザー会議における福祉的な検証の結果は改革委員会に報告し、今後とりまとめる改革委員会最終報告書に盛り込む。

＜別添参考資料＞

参考資料 県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～（令和7年8月改定）

6 新たな地方独立行政法人の設立について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に基づき、令和8年4月に新たな地方独立行政法人（以下「法人」という。）を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指しており、同法人の取組や設立準備の状況等を報告する。

(1) 法人の名称

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構

(2) 設立時期（予定）

令和8年4月1日

(3) 設立目的

この法人は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

(4) 定款

令和7年第1回定例会で議決

(5) 法人の取組

ア 科学的な福祉の研究

再現性のある当事者目線に立った支援を確立するため、重度知的障害者をはじめ障害者の心身の状態を定量化し、見える化するための研究や、障害者と支援者双方のウェルビーイングを向上させるための障害者の健康管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進する。

イ 当事者目線による地域生活支援の実践

中井やまゆり園の利用者をはじめ地域における障害者の望む暮らしを実現するため、日中活動や健康管理等に基づく「豊かな暮らしづくり」、地域生活移行や障害者の地域における役割をつくる「連携」、

望みに寄り添う「相談」を柱として、当事者目線による地域生活支援を実践する取組を推進する。

ウ 当事者目線の支援を実践する人材の育成

科学的な福祉の研究の成果を踏まえて、再現性のある当事者目線に立った支援を実践する法人職員を育成し、地域共生社会をつくる人材として輩出するとともに、福祉の質的・量的向上を図るため、民間施設・事業所の職員の育成に取り組む。

エ 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

地域の住民や事業所、大学、病院等に対して、当事者目線の障害福祉や科学的な福祉の研究及び実践の成果等の普及啓発を行い、障害者に対する理解や地域とのつながりをつくる活動への参加を促進する。

(6) 設立準備の状況

ア 組織体制

法人の取組である科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実行性を高めるために、研究部門と中井やまゆり園を含む生活支援・人材育成部門を柱とする方向で検討を進めている。

イ 人事・給与制度

職員の給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、基本的に県の制度に準拠する方向で検討を進めている。

ウ 財務・会計制度

諸規程の整備や、法人に出資する財産の整理・鑑定評価等を進めている。

エ 情報システム

情報基盤及び情報システム（人事給与システム、財務会計システム等）の導入に向けて、事業者と契約を締結して準備を進めている。

また、法人ホームページの構築についても、9月上旬に契約を締結した事業者と、準備を進めている。

オ 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実施に向けた取組

- ・ 令和7年度に、地域資源の活用が利用者の健康やQOLの向上に

与える影響や利用者の健康状態・栄養状態の把握と効果的な支援に関する研究、支援者間の思いを共有し行動変容や関係性の変化を分析するなど法人化に先駆けたプレ研究を実施するため、具体的な研究の実施方法や執行方法について、関係団体と調整を進めている。一部研究については、県立保健福祉大学と覚書を締結し、研究実施に着手している。

- ・ 法人職員のキャリアパスや研修体系等の人材育成計画の検討を進めている。

カ 職員確保に向けた取組

法人設立当初の職員の構成は、県派遣職員とプロパー職員からなる。

(ア) 県職員の派遣

法人は、中井やまゆり園を母体とするものであり、法人職員のプロパー化を進める間、プロパー職員の採用状況に応じて、県職員を派遣する。

そのため、園職員を含む福祉職との意見交換や庁内ポータルを通して、法人に関する情報の発信を行っている。

また、法人に派遣する福祉職を確保するためには、法人が目指す新しい福祉への職員の理解を深めることが重要であるため、モデル寮における取組や成果を県の福祉職へ浸透させ、意識の向上を図っていく。

(イ) プロパー職員の確保（採用予定日 令和8年4月1日）

（福祉職第1回職員採用試験の概要）

募集分野 福祉職
募集人数 40名程度
募集期間 令和7年3月3日～4月30日
募集結果 90名
最終合格 48名

（福祉職第2回職員採用試験の概要）

募集分野 福祉職
募集人数 20名程度
募集期間 令和7年6月2日～6月30日
募集結果 51名
最終合格 20名

（福祉職第3回職員採用試験の概要）

募集分野 福祉職

募集人数 15名程度
募集期間 令和7年9月1日～9月28日
最終合格 令和7年11月下旬発表
(事務職(一般)職員採用試験の概要)
募集分野 事務職
募集人数 若干名(5名程度)
募集期間 令和7年9月1日～9月28日
最終合格 令和7年11月下旬発表
(事務職(経験者)職員採用試験の概要)
募集分野 事務職(民間企業等の職務経験5年以上)
募集人数 若干名(5名程度)
募集期間 令和7年9月1日～9月28日
最終合格 令和7年11月下旬発表
※今後も、法人の中核を担う人材の採用試験を実施予定

キ 施設整備等

- ・ 法人本部事務局や研究部門等の職員の執務スペースの整備、看板の架け替えを行う。
- ・ 法人の使命等を印象付けるため、法人のシンボルとなるロゴマークの作成に向けた手続きを進めている。

(7) 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例第2条に基づき、神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

ア 主な役割

- ・ 中期目標及び中期計画に対する意見の提示
- ・ 業務実績評価に対する意見の提示

イ 任期

令和7年6月2日～令和9年3月31日

ウ 委員名簿

氏名	所属・役職名等
尾崎 雅代	尾崎公認会計士事務所 公認会計士
楠 聖伸	武蔵野大学ウェルビーイング学部 講師
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター 教授
鈴木 敏彦	淑徳大学 副学長
名里 晴美	社会福祉法人訪問の家 理事長
吉田 勝明	公益社団法人神奈川県病院協会 会長

(8) 中期目標

ア 中期目標の意義

中期目標は、設立団体の長が指示する、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、地方独立行政法人は、この中期目標を達成するための具体的計画（中期計画）を作成し、これに基づいて業務を実施する。

イ 中期目標に定める事項（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条第2項）

- ・ 中期目標の期間（3年以上5年以下の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間）
- ・ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・ 財務内容の改善に関する事項
- ・ その他業務運営に関する重要事項

ウ 中期目標を定め、又はこれを変更しようとする時の手続（法第25条第3項）

あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

エ 中期目標（素案）及び中期計画（骨格）

令和7年第2回定例会厚生常任委員会に報告した中期目標（骨格）を踏まえて、別紙のとおり中期目標（素案）及び中期計画（骨格）を作成した。

オ 中期目標（素案）の概要

（ア） 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

（イ） 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

a 当事者目線による地域生活支援の実践

（a） 豊かな暮らしづくりの実践

○ 共感に基づくチームでの利用者支援

・ 共感に基づく支援

利用者の人生、日々の困り事や喜びなどに関心を寄せ、共感し、本人の望みに寄り添った支援に取り組むこと。

・ 科学的根拠に基づく支援

科学的な福祉の研究の成果を活用した生活支援を実践すること。

・ ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入

ウェルビーイングを高める組織体制や働き方、研修を含めた人材育成・評価の仕組みを導入すること。

○ 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践

・ 地域における診療体制の充実及び質の向上

県や医療機関等と連携し、地域における知的障害者の診療体制の充実、健康管理・医療の質の向上に取り組むこと。

○ 役割をつくるための日中活動の充実

・ 地域活動の充実

地域での日中活動など、障害者の可能性と地域における役割を広げる活動の充実に取り組むこと。

○ 暮らしの場の充実と地域生活移行

・ 地域における暮らしの場の確保

自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整、県立グループホームの設置による暮らしの場の確保に取り組むとともに、検証し、県へ報告すること。

・ 地域生活移行の推進

意思決定支援や地域生活体験などを通じて、地域生活移行に取り組むこと。

・ 地域生活移行後のフォローアップ

地域生活移行した後に定期的なフォローアップを行い、短期入所も活用しながら継続的な定着支援に取り組むこと。

- ・ 通過型施設としての役割の確立

一時的に地域での生活が困難となった障害者について、必要性を踏まえて、期間を定めて入所の受入を行うとともに、再び地域で暮らせるようにするための支援を行うこと。

なお、入所の受入に至らなかった場合でも、家族や地域の関係機関と調整を行うなど、寄り添った支援を行うこと。

- (b) 地域とのつながりをつくる連携の実践

- 関係をつくる
- 役割をつくる
- 地域をつなげて広める

他の施設・事業所等と合同で地域との関係づくりや障害者の役割をつくる事業を実施すること。

- (c) 望みに寄り添う相談支援の実践

- 困り事の把握と橋渡し

地域の日中活動の場なども活用して障害者や家族等の困り事を把握し、適切な支援への橋渡しを行うこと。

- 特定相談支援の実施

地域の障害者が最適な障害福祉サービス等を受けられるようにするため、計画相談支援を実施すること。

- b 科学的な福祉の研究

- (a) 障害者の心身状態の見える化に関する研究

障害者の心身の状態を定量化し、見える化するための研究を推進すること。

- (b) 有効な支援のあり方に関する研究

障害者の健康維持管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進すること。

- (c) 県の施策として実施すべき研究

- (d) 研究と実践の連動

- (e) 研究成果の社会への還元

研究成果を広く発信するとともに、民間施設・事業所等の職員の人材育成や地域への普及啓発に活用すること。

- c 当事者目線の支援を実践する人材の育成

- (a) 法人職員の育成

- 基礎力や専門力を高める研修の実施

外部機関とも連携して、当事者目線の支援を実践するために必要な基礎力や専門力を高める研修を実施すること。

- 現場における効果的な実践
- (b) 地域の施設・事業所等職員の育成
 - 民間施設・事業所等と連携し、当事者目線の支援を実践する職員の育成に取り組むこと。
- d 地域共生社会の実現に向けた普及啓発
 - 地域に対して、法人の取組や当事者目線の障害福祉、科学的な福祉の研究及び実践の成果等の普及啓発を行うこと。
- (ウ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - a 運営体制の確保
 - (a) 業務の引継ぎ
 - (b) 職員の計画的な確保
 - (c) 研究や人材育成等の業務実施体制の確保
 - b 組織及び人事配置の適正な運用
 - c その他PDCAサイクルによる継続的な改善
 - (a) 適時適切な報告の仕組みの構築
 - (b) 利用者及び職員の満足度の把握と反映
 - (c) 組織マネジメントの強化
- (エ) 財務内容の改善に関する事項
 - a 自己収入の確保
 - b 経営資源の有効活用
- (オ) その他業務運営に関する重要事項
 - a 施設設備の維持管理、リノベーションの実施
 - b 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告
 - 第三者機関を設置し、定期的に支援や法人運営の状況を報告するとともに、その意見を反映するよう努めること。

カ 評価委員会における主な意見

令和7年8月4日に第2回評価委員会を開催し、中期目標（素案）及び中期計画（骨格）について審議を行った。

（評価委員会委員からの主な意見）

- (ア) 当事者目線による地域生活支援の実践について
 - ・ 一人暮らしも含めた地域生活移行の方向性を示すとともに、意思決定支援と資源づくりを両輪で進めていった方がよい。
 - ・ 県立グループホームは設置するだけでなく、地域で暮らすための制度の課題を含めた検証が必要である。
 - ・ 地域の理解を得るため、「らっかせい」での活動のほかにも、

利用者のイメージを変えていく具体的な方策が必要ではないか。

(イ) 科学的な福祉の研究について

- ・ 県立福祉機構が日本における参加型研究（障害当事者、支援者、家族等も参画する研究の枠組み）の拠点になると素晴らしい。
- ・ ビッグデータを持つことにより、当事者や国内外の研究者による仮説を検証できる。
- ・ 医療・福祉に直接関係のない人々の障害者に対する差別心・ステイグマを可視化し、それを戦略的に下げていけるとよい。
- ・ 人が対象の研究であるため、倫理的に十分に配慮されているか、適切に行われているか外部評価をしっかりとやってもらいたい。

(ウ) 当事者目線の支援を実践する人材の育成について

- ・ 県社会福祉協議会や県立保健福祉大学等と連携しながら、障害分野の人材育成の拠点になってもらいたい。
- ・ 科学的根拠に基づく支援は実践が重要であり、研究成果や人材育成プログラムの発信も実践とセットで行った方がよい。

(エ) その他

- ・ 職員のウェルビーイングを高めるためには、人となりや価値観も含む職員のための支援プランがあった方がよい。
- ・ 支援員が結果を実感できるように、利用者と相談して使い道を決められるような自由に使える予算があった方がよい。
- ・ 自己収入の確保も重要だが、専門家を入れて、サービスを維持しながらコストを減らす取組があった方がよい。

キ 中期目標（素案）に対するパブリック・コメントの状況

(ア) 意見募集期間

令和7年8月19日～令和7年9月17日

(イ) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、関係団体への周知

(ウ) 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む）、ファクシミリ

(エ) 提出された意見の概要

a 意見件数 21件

b 意見の内訳

区分	件数
前文	0
第1 中期目標の期間	0
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	—
1 当事者目線による地域生活支援の実践	14
2 科学的な福祉の研究	2
3 当事者目線の支援を実践する人材の育成	1
4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発	0
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2
第4 財務内容の改善に関する事項	1
第5 その他業務運営に関する重要事項	1
計	21

c 主な意見

[第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項]

(1 当事者目線による地域生活支援の実践)

- ・ 移行後に生活が困難となった場合の再入所や介入の仕組みを整備し、安心して移行に臨める体制を確保してほしい。
- ・ 地域で安心して暮らせるように横のつながりを強化してほしい。
- ・ 中井やまゆり園のような大きな施設の中に就労ができる施設を設けてほしい。
- ・ 心豊かに勤めていける施設であれば、その施設にいる障害児・障害者が幸せでないはずがないため、双方が「生きがい」を感じられる施設にしてほしい。
- ・ 地域移行の受け皿の整備等が進んでいないため、地域移行できる体制を整える必要がある。
- ・ 地域サービス基盤が十分に整備されるまでは、入所施設の定数を維持していく必要がある。
- ・ 地域生活支援拠点の「緊急時受入・対応」ができる体制の整備を盛り込んでほしい。

(2 科学的な福祉の研究)

- ・ 具体的な評価指標や活用する手法を明示してほしい。

- ・ 利用者の主観的QOLと客観的健康指標の双方を測定できる仕組みを構築してほしい。
 - ・ 研究が実践に至っていない現状があるため、大学等と連携し、地域へ広げていく手法等の仕組みづくりを行うこと。
- (3 当事者目線の支援を実践する人材の育成)
- ・ 現場職員の離職防止や定着に向け、労働環境や処遇改善策など施策を強化してほしい。
- [第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項]
- ・ 過去の虐待事案を反省して、手厚い職員配置を進めることといった目標を追加すべき。
 - ・ 満足度調査だけでなく、数値化可能なアウトカム指標を設定し、目標達成度を検証できる仕組みを導入してほしい。
- [第4 財務内容の改善に関する事項]
- ・ 科研費等の外部資金だけでなく、安定的かつ持続可能な収益モデルを検討・導入してほしい。
- [第5 その他業務運営に関する重要事項]
- ・ 第三者機関の意見聴取に加え、当事者や家族が参画できる仕組みを整備してほしい。

(9) 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に向けた議案の提出予定について

令和7年11月の定例会において、中期目標の議案ほか、次の議案の提出を予定している。

ア 条例議案

(ア) 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例

a 趣旨

法第6条第4項において、地方独立行政法人は、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが、将来にわたり業務を実施するうえで必要がなくなつたと認められる場合に、当該財産が地方公共団体会の出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、設立団体に当該財産を現物納付又は当該財産の売価を納付すると規定されている。

また、法第44条第1項においては、地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないと規定されている。

そのため、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構のこれらの重要な財産について条例で定める必要がある。

b 条例（案）の内容

(a) 法第6条第4項に規定する重要な財産

帳簿価格（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が100万円以上の財産

(b) 法第44条第1項に規定する重要な財産

・ 財産の種類

不動産、動産又は不動産の信託の受益権

・ 予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の譲渡・担保の場合は見積価格）

1億円以上

ただし、土地（信託する場合を除く。）については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。

c 施行期日

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日

(イ) 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

a 趣旨

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することに伴い、所要の改正を行う。

b 条例（案）の内容

本条例で規定する施設のうち、「神奈川県立中井やまゆり園」の項を削除する。

c 施行期日

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日

イ その他議案

(ア) 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案

a 趣旨

法施行令第9条において、設立団体の長は、移行型地方独立行政法人に承継させる権利を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないと規定されていることから、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案を提出する。

b 議案（案）の内容

中井やまゆり園の存する土地及び建物の所有権を承継させる権利とする。

(議案に記載予定の項目)

- ・ 土地 (所在地、地積、評価額 (※)、権利の種類)
- ・ 建物 (名称、所在地、延床面積、評価額 (※)、権利の種類)

※ 評価額については、不動産鑑定評価中

(10) 今後のスケジュール

令和7年11月	令和7年第3回定例会に以下の議案を上程 ・ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標 ・ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案 ・ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例 ・ 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例
令和8年1月	認可申請
3月	総務大臣による法人の設立認可
4月	法人の登記・設立

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標（素案） 及び中期計画（骨格）対照表

中期目標（素案）	中期計画（骨格）
前文 神奈川県（以下「県」という。）は、津久井やまゆり園事件の経験を踏まえて、ともに生きる社会かながわ憲章や神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例を制定し、地域共生社会の実現に向けて、当事者目線の障害福祉を推進してきた。 こうした中、県立障害者支援施設は、率先して当事者目線の支援の実現に向けて取り組んでいるが、当事者目線の支援を実践するための改革が十分に進まず、いのちに関わる問題も浮き彫りになっている。こうした支援における課題は、県立障害者支援施設だけでなく、障害者支援施設全体に共通する課題である。 このため、当事者目線の障害福祉の一層の推進に向けては、大学や企業等と連携した研究を通じて、福祉の現場に科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立った支援を確立するとともに、それを実践していく必要がある。 一方で、障害者の望む暮らしを実現するためには、障害福祉サービスに従事する職員をはじめ、地域で暮らす一人ひとりが、障害者の思いや望みへの共感を深め、障害者を含めて地域の中でそれぞれの役割を果たすことを通じて、互いに支え合うことのできる地域をつくる必要があり、それを担う人材の育成が不可欠である。 こうした取組の中で得られた知見は、福祉という枠を超えて社会全体へと波及させることにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会へとつなげていくことが期待されている。 そこで、県は、条例の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的に、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）を設立することとした。 この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。 第1 中期目標の期間	前文 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、神奈川県知事から指示を受けた令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、次のとおり定める。

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。	
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 当事者目線による地域生活支援の実践 (1) 豊かな暮らしづくりの実践 「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」を継承し、中井やまゆり園の利用者（以下「利用者」という。）をはじめとする障害者一人ひとりの豊かな暮らしづくりの実践に取り組むこと。 ア 共感に基づくチームでの利用者支援 (ア) 共感に基づく支援 利用者の人生、日々の困り事や喜びなどに関心を寄せ、共感し、本人の望みに寄り添った支援に取り組むこと。 (イ) チームによる支援 直接支援に関わる職員だけでなく、多職種や家族等も含むチームによる支援を行うこと。 (ウ) 科学的根拠に基づく支援 障害者の心身状態の見える化や有効な支援に関する研究等（以下「科学的な福祉の研究」という。）の成果を活用した生活支援を実践すること。 (エ) ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入 利用者だけでなく、そこで働く職員を含むウェルビーイング（個人や社会のよい状態）を高めていくためにふさわしい組織体制や働き方、研修を含めた人材育成・評価の仕組みを導入すること。 イ 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践 (ア) 利用者の変化と健康への関心の意識付け	1 当事者目線による地域生活支援の実践 (1) 豊かな暮らしづくりの実践 ア 共感に基づくチームでの利用者支援 (ア) 共感に基づく支援 ・ 利用者一人ひとりの成育歴や人となりシートの作成及び充実 ・ 利用者との面談、地域における活動計画・目標の作成やその振り返りを通じた共感の形成 ・ 利用者の状態や希望にあわせた柔軟な判断に基づく支援 (イ) チームによる支援 ・ 多職種や家族等のチームによるサービス等利用計画や個別支援計画の作成、カンファレンスやモニタリング会議を通じた支援の充実 (ウ) 科学的根拠に基づく支援 ・ 直接支援に関わる職員等の研究プロジェクトへの参加を通じた科学的根拠に基づく生活支援の実践 ・ 個別支援計画や利用者及び家族等への説明における明確化 (エ) ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入 ・ 職員間のコミュニケーションを充実させるためのフラットな組織体制の構築 ・ 日中活動と夜間の生活支援を一貫して行う組織体制の構築 ・ 利用者の地域における暮らしとそこで働く職員にふさわしい組織体制、職員配置、勤務シフト、人材育成・評価システムの構築 イ 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践 (ア) 利用者の変化と健康への関心の意識付け

中井やまゆり園は利用者の生活空間であるため、日常的な生活支援の場面から、直接支援に関わる職員が利用者の変化と健康に深い関心を持つよう意識付けをすること。 (イ) 科学的根拠に基づく健康管理 科学的な福祉の研究の成果の活用や県の未病施策との連携により、利用者の心身機能の維持向上に取り組むこと。 また、利用者一人ひとりの「いのち」を守るための健康管理の指針や判断基準となる健康管理のガイドラインを定めるとともに、健康管理に関わる専門職を適切に配置し、直接支援に関わる職員と専門職の間における適切な認識や情報の共有及び連携に基づく健康管理を実践すること。 さらに、健康管理のガイドラインは、常にアップデートするとともに、県と連携し、医療リソースが異なる他の障害者支援施設等でも利用できるよう検討し、効果的な実践例等とともに発信すること。 (ウ) 地域における診療体制の充実及び質の向上 県や医療機関等と連携し、地域における知的障害者の診療体制の充実、健康管理・医療の質の向上に取り組むこと。 さらに、地域の障害者の健康支援のため、地域における診療体制等の情報提供に取り組むこと。 ウ 役割をつくるための日中活動の充実 (ア) 地域活動の充実 どんな障害があっても施設での暮らしで完結することなく、地域での日中活動など職住分離を前提として、障害者の可能性と地域における役割を広げる活動の充実に取り組むこと。 (イ) 地域の施設・事業所等との共同事業の実施 地域の施設・事業所等との共同事業として、世代を超えた交流や障害の有無等にとらわれない交流のほか、高齢者やひとり親の孤立、子どもの遊び場の不足などの地域の課題の解消に資するような日中活動に取り組むこと。 (ウ) 科学的根拠に基づく日中活動	・ 利用者の些細な変化に関心を持てるようにするための定期的な医療アセスメントの実施 (イ) 科学的根拠に基づく健康管理 ・ 専門職の研究プロジェクトへの参加や県との連携を通じた科学的根拠に基づく健康管理の実践 ・ 直接支援に関わる職員と専門職による健康管理のガイドラインの作成及び実践、定期的なアップデートの検討 ・ 県と連携した他の障害者支援施設等で利用できる健康管理のガイドラインの検討及び実践例等の発信 (ウ) 地域における診療体制の充実及び質の向上 ・ 地域の医療機関等への知的障害者の健康管理・医療問題や診療方法等に関する情報提供の実施 ・ 施設と地域の医療機関、調剤薬局などの連携による医療・支援情報の共有化の検討 ・ 地域の医療機関及び相談支援機関等と連携した地域の診療体制の情報提供 ウ 役割をつくるための日中活動の充実 (ア) 地域活動の充実 ・ 生活介護事業所の設置・運営等を通じた障害者の地域活動の充実 (イ) 地域の施設・事業所等との共同事業の実施 ・ 地域の施設・事業所等との共同事業による、地域課題の解消に資する地域コミュニティの創出及び運営を通じた地域の理解や参加の促進 (ウ) 科学的根拠に基づく日中活動
---	--

日中活動の場を研究と実践のフィールドとして活用し、その成果を生かした日中活動を実践すること。 また、他の施設・事業所等に対して科学的根拠に基づく日中活動の普及に取り組むこと。 エ 暮らしの場の充実と地域生活移行 (7) 職住分離を基本とする生活の構築 地域における暮らしをつくるため、職住分離を基本とする生活の構築に取り組むこと。 (イ) 地域における暮らしの場の確保 現在の利用者の居場所を必ず確保することを前提に、自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整に加え、県立グループホームの設置による暮らしの場の確保に取り組むこと。 また、医療的ケアや行動障害といった、現在の制度の下で地域における暮らしが難しい状況にある障害者の暮らしの場の充実を図るため、県立グループホームの運営を通じた望ましい暮らしの場やそのための支援のあり方を検証し、県へ報告すること。 (ウ) 地域生活移行の推進 地域住民、事業所、相談機関、医療機関及び行政機関等との十分な調整を行いながら、意思決定支援や地域生活体験などを通じて、地域生活移行に取り組むこと。 なお、どんな障害があっても望む暮らしを実現できるようにすることを目指し、障害の状態などにより特に地域生活移行が困難と考えられる利用者から積極的に取り組むこと。 地域生活移行スキームを整理し、民間法人や自治体等への普及に取り組むこと。 (エ) 地域生活移行後のフォローアップ 利用者が地域生活移行した後に安心して暮らしていけるよう、定期的なフォローアップを行い、必要に応じて短期入所も活用しながら継続的な定着支援に取り組むこと。 (オ) 施設規模の見直し 大規模施設は、管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題があることから、施設規模の見直しを進めること。 (カ) 通過型施設としての役割の確立 通過型施設として、一時的に地域での生活が困難となった障害者について、その人	・ 研究との連動による日中活動における科学的根拠の明確化、個別支援計画等への反映 ・ 他の施設・事業所等に対する日中活動の実践例等の情報発信、職員交流等による普及 エ 暮らしの場の充実と地域生活移行 (7) 職住分離を基本とする生活の構築 ・ 職住分離を基本とする生活の実践 (イ) 地域における暮らしの場の確保 ・ 自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整及び県立グループホームの設置による暮らしの場の確保 ・ 県立グループホームの運営を通じた望ましい暮らしの場やそのための支援のあり方の検証 (ウ) 地域生活移行の推進 ・ チームによる地域生活移行計画の作成と進捗管理の実施 ・ 地域生活移行に向けた意思決定支援及び地域生活体験等の実施 ・ 中井やまゆり園職員と利用者が一緒にグループホームへ移行する伴走型支援の実践などを通じた、地域生活移行の困難事例への積極的な対応 ・ 地域生活移行スキームの民間法人や自治体等への普及活動の実施 (エ) 地域生活移行後のフォローアップ 利用者の地域生活移行後の定期的な移行先訪問及び連絡の実施、生活状況の家族等への説明など、不安に寄り添った地域生活移行・定着支援の実施 (オ) 施設規模の見直し ・ 暮らしの場として望ましい規模の施設の実現 (カ) 通過型施設としての役割の確立 ・ 入所の必要性を踏まえた有期の長期または短期入所による受入の実施
--	---

が置かれた環境や必要性を踏まえて、短期、長期に関わらず、期間を定めたうえで入所の受入を行うとともに、家族や地域の関係機関と連携し、再び地域で暮らせるようにするための支援を行うこと。 なお、入所の受入に至らなかった場合であっても、その家族や地域の関係機関との調整を行うなど、寄り添った支援を行うこと。 こうした通過型施設としての支援のスキームを確立し、他の施設や自治体等への普及に取り組むこと。 (㏽) 中井やまゆり園のリノベーションや修繕等の実施 中井やまゆり園が暮らしの場にふさわしい施設であるためのリノベーションや柔軟・迅速な修繕等を実施すること。 (2) 地域とのつながりをつくる連携の実践 利用者をはじめとする障害者の地域との関係やそこでの役割をつくるとともに、そうした地域をつなげて広めるため、地域の住民、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関、相談機関、教育機関、公共交通機関、行政機関などとの連携を実践すること。 ア 関係をつくる 園周辺及び移行先の地域の住民、商店、病院、学校、公共交通機関、相談機関、市町村役場等と利用者の間で、日々のあいさつ、買い物、通院、困り事の相談などが当たり前に行えるような顔の見える関係づくりを進めること。 イ 役割をつくる 障害者の地域における暮らしは、地域とのつながりの中で障害者を支える存在を増やすだけでなく、障害者の可能性を広げて、障害者が地域を支える存在となる必要があるため、地域の課題を把握し、それらの解消に資するような活動や、そのための場の創出に取り組むこと。 ウ 地域をつなげて広める 他の施設・事業所等と連携し、合同で地域との関係づくりや障害者の役割をつくる事業を実施するとともに、支援の振り返りを含むスーパービジョン（助言・指摘を受けて行動を修正する取組）や人材確保・定着・育成等に取り組むこと。	・ 家族や地域の関係機関と連携した支援の実施 ・ 通過型施設としての支援のスキームの作成及びホームページ、研修や障害者自立支援協議会等を通じた他施設、自治体等への情報の発信 (㏽) 中井やまゆり園のリノベーションや修繕等の実施 ・ 中井やまゆり園のリノベーション等の実施 ・ 柔軟・迅速な修繕等を実施するため体制及びスキームの構築 (2) 地域とのつながりをつくる連携の実践 ア 関係をつくる ・ 移行先地域に見える化や地域における生活体験や交流などを通じた顔の見える関係づくり イ 役割をつくる ・ 地域課題の把握とその解消に資する活動や活動場所を創出するための地域ネットワークの構築 ウ 地域をつなげて広める ・ 他の施設・事業所等との合同によるスーパービジョンや人材確保・定着・育成等のための事業の実施 ・ 地域との関係づくりや障害者の役割をつくるためのスキームの構築、ホームページ等での広報、障害者自立支援協議会等での
--	--

また、連携事例を発信するとともに、県への政策提案や市町村への情報共有をすること。 (3) 望みに寄り添う相談支援の実践 (7) 生活支援との連動 直接支援に関わる職員とともに、暮らしに寄り添った相談支援を実践すること。 (4) 科学的根拠に基づく相談支援の実践 科学的な福祉の研究の成果を生かして、意思決定支援を基礎とした相談支援を実践すること。 (ウ) 困り事の把握と橋渡し 地域の事業所や行政機関、医療機関等と連携し、地域の日中活動の場なども活用して障害者や家族等の困り事を把握し、適切な支援への橋渡しを行うこと。 (イ) 特定相談支援の実施 地域の障害者が最適な障害福祉サービス等を受けられるようにするため、計画相談支援を実施すること。 特に、地域の複数の相談支援事業所と協働し、きめ細やかな相談支援体制の構築や相談支援の質の向上に取り組むこと。 (オ) 地域生活移行後のフォローアップ（再掲） 利用者が地域生活移行した後に安心して暮らしていけるよう、定期的なフォローアップを行い、必要に応じて短期入所も活用しながら継続的な定着支援に取り組むこと。 (カ) 法人の取組や政策形成への反映 相談支援で把握した障害者等のニーズや地域課題等を法人の取組に反映するとともに、県への政策提案や市町村への情報共有など政策形成等に資する取組を行うこと。 また、地域生活で支援が必要な方に対する相談支援や地域の相談支援事業所への支援などへの発展も検討すること。 2 科学的な福祉の研究 (1) 障害者の心身状態の見える化に関する研究	展開を通じた連携事例の発信、県への政策提案や市町村への情報共有 (3) 望みに寄り添う相談支援の実践 (7) 生活支援との連動 ・ 直接支援に関わる職員との連携による相談支援の実践 ・ 利用者に関する外部の計画相談支援の利用の推進 (4) 科学的根拠に基づく相談支援の実践 ・ 障害者の心身状態の見える化などの科学的な福祉の研究の成果を生かした意思決定支援に基づく相談支援の実践 (ウ) 困り事の把握と橋渡し ・ 地域の支援体制の見える化 ・ 地域の日中活動の場などを活用した地域相談窓口の創設 (イ) 特定相談支援の実施 ・ 指定特定相談支援事業所の設置による計画相談支援の実施 ・ 他の相談支援事業所との協働による相談窓口の創設など地域の障害者の支援体制の構築、合同での事例検討やスーパービジョンなどを通じた相談支援の質の向上 (オ) 地域生活移行後のフォローアップ（再掲） ・ 利用者の地域生活移行後の定期的な移行先訪問及び連絡の実施、生活状況の家族等への説明など、不安に寄り添った地域生活移行・定着支援の実施 (カ) 法人の取組や政策形成への反映 ・ 相談員の研究プロジェクトへの参加を通じた科学的な福祉の研究への反映や障害者自立支援協議会等を通じた連携による支援の充実 ・ 相談事例等を踏まえた県への政策提案や市町村への情報共有、職員交流や共同事業の実施等に向けた体制の構築 ・ 地域の相談支援体制の充実に向けた中核的な役割の検討 2 科学的な福祉の研究 (1) 障害者の心身状態の見える化に関する研究
---	---

意思の表明が難しい障害者等の思いや身体の状態を理解し、望む暮らしを実現する上で有効な支援のあり方を明らかにするため、障害者の心身の状態を定量化し、見える化するための研究を推進すること。 (2) 有効な支援のあり方に関する研究 障害者と支援者双方のウェルビーイングを向上させるため、障害者の健康維持管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進すること。 (3) 県の施策として実施すべき研究 県の施策として実施すべき研究を推進すること。 (4) 研究と実践の連動 科学的な福祉の確立に向けて、現場の課題を研究テーマとし、その研究成果を実践に反映させるとともに、現場職員が一体となって研究プロジェクトを進める体制を確立すること。 また、研究成果の社会への還元を含む一連のプロセスを明示して研究プロジェクトを推進すること。 (5) 研究成果の社会への還元 研究成果を広く発信するとともに、民間施設・事業所等の職員の人材育成や地域への普及啓発に活用し、当事者目線の障害福祉を広めること。 また、県等の施策への反映や県を通じた国への要望などに活用するとともに、福祉に関する諸課題に対する研究成果の適用を推進し、県と連携して福祉全体の底上げを図ること。 3 当事者目線の支援を実践する人材の育成 (1) 法人職員の育成 ア 基礎力や専門力を高める研修の実施 職員が業務を通じて自己実現を図ることのできるキャリアパスに基づき、外部機関とも連携して、当事者目線の支援を実践す	(調整中) (2) 有効な支援のあり方に関する研究 (調整中) (3) 県から指示を受けて実施する研究 (調整中) (4) 研究と実践の連動 ・ 現場職員の意見を踏まえた研究テーマの決定 ・ 現場職員が研究員を兼務して研究に参加するプロジェクトチーム方式による研究の実施 ・ 研究成果の社会への還元を含む研究計画の作成と評価 (5) 研究成果の社会への還元 ・ 学会、刊行物、講演会、法人のホームページやSNS等を通じた発信 ・ 民間施設・事業所等に対する研修、助言活動や職員交流等を通じた人材育成への活用 ・ 地域における交流活動やイベント等を活用した普及啓発 ・ 県への政策提案や市町村への情報共有を通じた施策との連動 ・ 大学・医療機関・行政機関・関係団体等との連携による子ども、高齢者や支援を必要としている方等の福祉に関する諸課題への研究成果の適用の推進 3 当事者目線の支援を実践する人材の育成 (1) 法人職員の育成 ア 基礎力や専門力を高める研修の実施 ・ 法人の目的と職員の自己実現をリンクさせるキャリアパスの構築 ・ 当事者目線の支援を実践していくため
---	--

るために必要な基礎力や専門力を高める研修を実施すること。 また、新たな知識や先例にとらわれない柔軟な考え方を身につけるため、障害福祉分野に限らない様々な業種の企業等との交流に積極的に取り組むこと。 イ 現場における効果的な実践 研修の成果を現場で実践できるようにするための効果的なOJTや、職員が自らの支援を振り返り、見直すための気づきを与える仕組みを構築すること。 また、職員の意欲を高める自己研さんの仕組みを導入するとともに、課題の共有や支援の振り返りを行うため、民間施設・事業所等と職員交流等を行うこと。 (2) 地域の施設・事業所等職員の育成 計画的な人材育成が難しい民間施設・事業所等と連携し、当事者目線の支援を実践する職員の育成に取り組むこと。 また、全国の施設・事業所等に当事者目線の支援を広めるため、法人の人材育成の体系や民間施設・事業所等との連携による実践例等の情報を発信するとともに、職員交流等に取り組むこと。 4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発 地域の住民や事業所、大学、病院等に対して、法人の取組や当事者目線の障害福祉、科学的な福祉の研究及び実践の成果等の普及啓発を行い、地域における障害者に対する理解や地域とのつながりをつくる活動への参加を促進すること。 また、県の地域共生社会の実現に向けた取組に協力すること。 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 運営体制の確保 (1) 業務の引継ぎ 中井やまゆり園については、県から法人へ運営主体が変わることを踏まえて、利用者や	に必要な基礎力、実行力、専門性や意欲等を持った職員を育成する研修体系の構築や外部機関と連携した効果的な研修の実施 ・ 異業種を含む企業等との職員交流や合同事業等の実施 イ 現場における効果的な実践 ・ 目標に基づく習得度に応じた計画的なOJTの実施 ・ 課題の共有や支援の振り返りのための日々のミーティング、実践報告会、合同研修、職員交流、実習やインターンシップの受入等の実施 ・ 職員の企画提案制度による新規事業の開拓や資格取得支援による専門力向上など、職員の意欲を高め、自律的な運営につなげるための自己研さんの仕組みの導入 (2) 地域の施設・事業所等職員の育成 ・ 地域や全国の施設・事業所等との合同による研修、スーパービジョン、職員交流等の実施 ・ 法人のホームページ、刊行物、学会等による情報の発信 4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発 ・ 科学的な福祉の研究及び実践の成果に基づく障害者の心身状態や有効な支援のあり方等に関するホームページ、SNSや刊行物等による発信 ・ 地域から共生社会を広めるシンポジウム、学校への出前講座や支援体験授業の実施、ボランティアの受入や日中活動の場における交流・共同作業 ・ 県の地域共生社会の実現に向けた取組への協力 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 運営体制の確保 (1) 業務の引継ぎ ・ 県との間の丁寧な業務引継体制の構築
---	--

家族等に寄り添い、県との間で丁寧に業務を引き継ぐことのできる体制を構築すること。 (2) 職員の計画的な確保 法人の自主性及び実行性を高めるため、法人が直接雇用する職員の計画的な確保を進めること。 (3) 研究や人材育成等の業務実施体制の確保 研究や人材育成等の業務の効率的かつ効果的な実施体制を確保すること。 2 組織及び人事配置の適正な運用 利用者の地域生活移行の状況に応じて寮体制や職員配置の適正な運用に努めること。 3 その他PDCAサイクルによる継続的な改善 (1) 適時適切な報告の仕組みの構築 利用者支援について、当事者目線で改善すべき、共有すべき事象を適時適切に把握し、多角的な視点から改善と成長を遂げるため、日頃の支援での好事例や気づき等、些細なことも報告され、また報告が評価される仕組みを構築し、PDCAサイクルによる継続的な改善を図ること。 (2) 利用者及び職員の満足度の把握と反映 利用者や職員の満足度調査を実施し、その結果を科学的な福祉の研究を含む業務運営に活用すること。 (3) 組織マネジメントの強化 法人の理念や目的を達成するため、経営資源の戦略的な活用を図り、理事長中心の組織マネジメントを強化すること。	(2) 職員の計画的な確保 ・ SNS等を活用した効果的な採用広報の実施 ・ 適時適切な職員採用の実施 ・ 自己実現を図ることのできるキャリアパスの構築及び職場の魅力向上に向けた取組 (3) 研究や人材育成等の業務実施体制の確保 ・ 利用者支援、研究と人材育成等の業務間や組織間のコミュニケーションを促進する体制の確保 2 組織及び人事配置の適正な運用 ・ 寮体制や職員配置の柔軟な見直し 3 その他PDCAサイクルによる継続的な改善 (1) 適時適切な報告の仕組みの構築 ・ エラー&グッドプラクティス・レポートイングシステムの導入による適時・適切な共有とそれを踏まえた改善の実施 (2) 利用者及び職員の満足度調査の実施 ・ 継続的な利用者及び職員の満足度調査の実施を通じた業務運営の改善の見える化 (3) 組織マネジメントの強化 ・ 理事長をトップとする経営会議を通じた運営ビジョンの決定と全職員への研修等による徹底、それに基づく戦略的な人材の採用・育成・定着、物資の調達や施設の活用、資金の管理や予算の執行、情報の活用等の推進
第4 財務内容の改善に関する事項 1 自己収入の確保	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自己収入の確保 ・ 障害福祉サービス等報酬等の自己収入の確保

また、安全安心な施設を実現するため、中長期の計画に基づく修繕を行うこと。 中長期の計画に基づき、利用者を管理するのではなく、利用者と職員が同じ空間で自然に接することのできる生活環境を実現するためのリノベーションを行うこと。 2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告 支援や法人運営の見える化を図るため、障害当事者や学識者等で構成する第三者機関を設置し、定期的に支援や法人運営の状況を報告するとともに、その意見を反映するよう努めること。 また、家族会の運営への協力など、家族等に寄り添って適切な情報の提供とコミュニケーションを行うこと。 県との間で明確な公表・報告基準を作成し、当該基準に基づき適時適切に公表・報告を行うこと。 <目標値> ・ 第三者機関への意見聴取 毎年度2回以上 ・ 県との情報共有・意見交換 毎月1回以上	・ 中長期の修繕実施計画に基づく計画的な修繕の実施 ・ 中井やまゆり園のリノベーションの実施（再掲） 2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告 ・ 障害当事者や学識者等で構成する第三者機関に対する施設運営・研究・人材育成等の計画及び実施状況等に関する意見聴取、その結果の反映 ・ 家族会をはじめ家族等に寄り添った情報提供及びコミュニケーション ・ 県との情報公表・報告基準の作成、研修を通じたマネジメント層への徹底、全職員への周知 ・ 経営会議にオブザーバーとして県を招へいするなど、県との定期的な情報共有・意見交換の実施 第10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (調整中) 2 県からの長期借入金の限度額 (調整中) 3 積立金の処分にに関する計画 (調整中)
---	--

7 障害者支援施設や障がい者グループホームの利用を希望する方の実態調査について

障害者支援施設や障がい者グループホーム（以下「施設等」という。）の利用を希望する方の実態調査について報告する。

(1) 趣旨

県は、障がいの特性や程度によって、施設等の利用ができないといった、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく計画だけでは、把握できないニーズがあると考えており、国の動向を注視しながら、施設等を利用できない方の実態を調査する。

(2) 調査概要

ア 調査方法

令和6年12月	市町村にアンケート送付
令和7年1月	県域市町村回答期限
2月	緊急に対応が必要な障がい者について必要な対応をとるよう促す通知を市町村に発出
2月～5月	回答のうち緊急度が高いと思われる利用希望者についての追加調査を市町村に実施
3月	政令市・中核市回答期限
6月	市にヒアリング実施

イ 調査結果

(ア) 障害者支援施設の利用希望状況（「参考 障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査結果」参照）

- ・ 利用希望者は757名で、知的障がいのある方が最も多かった。
- ・ 区分5以上の方は641名（84.7%）、行動障がいのある方が454名（60.0%）で、重症心身障がいの方は52名（6.9%）だった。
- ・ 入所希望者のうち「今すぐにでも入所したい・させたい」は89名（11.8%）で、このうち虐待リスクが高いなどと判断される方は22名だった。
- ・ 希望理由は家族の事情（介護者の高齢化、病気・療養など）によるものが多く、障がい者本人による利用希望は少なかった。
- ・ 利用希望者の数には圏域ごとに偏りがあり、人口10万人あたりでの比較では4.5倍（最大 横須賀・三浦14.6人、最小 相模原3.2

人)の差があった。

(イ) 市町村の状況

- ・ 市町村と基幹相談支援センターが連携して高リスク者を把握しており、両者間での把握漏れやリスク評価のずれはほとんどなかった。
- ・ 自治体によっては福祉専門職の配置がなく、ケースワークや虐待対応についての研修を受ける機会もないため、支援困難ケースへの対応力の獲得や向上に課題があることがわかった。
- ・ ヒアリング等による確認により、知的障害者福祉法等の規定による障害者支援施設等への措置権限を行使したことがある自治体は11自治体で、どのように措置権限を行使したらよいかわからない自治体もあった。

(3) 対応の方向性

ア 市町村支援

- ・ 本調査結果をフィードバックする会議の開催
- ・ 市町村の高リスク者判定を支援するアセスメント評価表の作成
- ・ 市町村の緊急対応力の向上や意思決定支援の取組を支援する研修等の実施

イ 緊急時の仕組みづくり

- ・ 虐待を受けている可能性があるなど、緊急度の高い方の緊急的な一時受入の仕組みづくり

ウ 障害者支援施設の利用の仕組みづくり

- ・ 障害者支援施設の利用に係る協議の場の設置

エ 社会資源の機能強化

- ・ 地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の機能強化
- ・ 施設等の空き情報（受け入れ可能状況）を確認できる仕組みづくり

(4) 今後のスケジュール

令和7年9月

調査結果の取りまとめ

アセスメント評価表の検討

緊急時の受入の仕組みの検討

9月～10月	施設関係団体との意見交換会
	市町村障害福祉主管課との意見交換会
11月～2月	圏域ごとの集中的な意見交換
令和8年3月	障害者支援施設の利用に係る協議の場の設置

障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査結果【令和6年12月24日実施】

調査基準日 令和6年12月1日現在

1 基本情報

(単位:人)

(1)サービス種別ごとの希望状況		全県	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀・三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西
居住系合計(①+②+③)		1,067	503	165	31	149	36	51	102	30
	①障害者支援施設のみ	525	185	165	15	57	21	17	47	18
	②障害者支援施設+GH	232	122	0	8	44	5	24	22	7
	③GHのみ	310	196	0	8	48	10	10	33	5
短期入所合計(④+⑤)		419	207	1	2	22	29	33	108	17
	④短期入所のみ	115	39	0	0	5	23	1	41	6
	⑤短期入所+居住系サービス	304	168	1	2	17	6	32	67	11

(単位:人)

(2)平均年齢		全県	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀・三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西
①障害者支援施設のみ		39.6	38.3	41.3	40.3	36.5	46.6	39.8	40.4	37.6
②障害者支援施設+GH		37.6	38.9	-	31.9	38.0	28.6	38.4	35.4	30.1
③GHのみを希望		38.8	36.9	-	52.5	42.6	42.6	37.6	39.6	45.8
④短期入所のみ		33.7	34.4	-	-	26.2	40.5	23.0	31.2	28.7
⑤短期入所+居住系サービス		36.5	37.1	56.0	35.0	38.5	31.5	35.3	35.6	32.9

(単位:人)

(3)障害種別(複数回答)		身体障害者	知的障害者	精神障害者	指定難病等	合計	うち重複
①障害者支援施設のみ		148	428	40	0	616	108
②障害者支援施設+GH		56	201	21	2	280	56
③GHのみ		49	236	59	2	346	60
④短期入所のみ		63	102	30	1	196	68
⑤短期入所+居住系サービス		76	286	33	3	398	88
合計		392	1,253	183	8	1,836	380

(単位:人)

(4)障害支援区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当・その他	合計
①障害者支援施設のみ		0	1	9	47	135	318	15	525
②障害者支援施設+GH		0	1	5	30	72	116	8	232
③GHのみ		0	30	50	66	51	50	63	310
④短期入所のみ		0	4	8	9	20	64	10	115
⑤短期入所+居住系サービス		0	4	7	41	72	173	7	304
合計		0	40	79	193	350	721	103	1,486

2 障害者支援施設の利用を希望している方の状況

(1)障害者支援施設の利用希望者数

(単位:人)

①施設のみ	②施設+GH	合計
525	232	757

(単位:人)

(2)障害者支援施設の利用を希望している方	①施設のみ	②施設+GH	合計
本人	10	4	14
本人と家族	12	9	21
本人と家族と関係機関等	1	1	2
家族	177	65	242
家族と関係機関等	2	6	8
市町村、関係機関等	2	3	5
その他	132	98	230
合計	336	186	522

(単位:人)

(3)障害者支援施設を希望する理由(複数回答)	①施設のみ	②施設+GH	合計
主たる介護者が高齢または病気・療養のため	269	174	443
主たる介護者等の仕事や親族での対応が困難なため	102	91	193
父子・母子家庭	45	45	90
虐待のリスクが高い	11	15	26
今後の利用見込みや緊急時の備え	88	45	133
その他※	89	84	173

※サービスの資源不足、車いす対応のGHがない、退院先など

(単位:人)

(4)障害の状況 ※重複あり	①施設のみ	②施設+GH	合計
行動障害を有する方	340	114	454
重心認定がある、もしくは重心相当の方	48	4	52
医療的ケアを要する方	1	3	4
上記以外	191	70	261
合計	957	299	1,256

(単位:人)

(5)どれくらいの時期に入所したいか	①施設のみ	②施設+GH	合計
今すぐ入所したい・させたい	50	39	89
概ね1年以内に入所したい・させたい	92	62	154
1～2年以内に入所したい・させたい	51	34	85
その他	240	97	337
合計	433	232	665

3 グループホームの利用希望状況

(1)グループホームの利用希望者数

(単位:人)

②施設+GH	③GHのみ	合計
232	310	542

(単位:人)

(2)障害種別	身体障害者	知的障害者	精神障害者	指定難病等	合計	うち重複
②障害者支援施設+GH	56	201	21	2	280	56
③GHのみ	49	236	59	2	346	60
合計	105	437	80	4	626	116

		(単位:人)							
(3)障害支援区分 ※再掲		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当・ その他	合計
②障害者支援施設+GHを希望している方		0	1	5	30	72	116	8	232
③GHのみを希望している方		0	30	50	66	51	50	63	310
	合計	0	31	55	96	123	166	71	542

		(単位:人)		
(4)障害の状況 ※重複あり		②施設+GH	③GHのみ	合計
行動障害を有する方		114	45	159
重心認定がある、もしくは重心相当の方		4	4	8
医療的ケアを要する方		3	0	3
上記以外		70	27	97
合計		191	76	267

4 短期入所の利用希望状況

(1)短期入所の利用希望者数

(単位:人)		
④短期のみ	⑤短期+居住系	合計
115	304	419

		(単位:人)					
(2)障害種別 ※再掲		身体障害者	知的障害者	精神障害者	指定難病等	合計	うち重複
④短期入所のみ		63	102	30	1	196	68
⑤短期入所＋居住系サービス		76	286	33	3	398	88
	合計	139	388	63	4	594	156

(単位:人)									
(3)障害支援区分 ※再掲		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当・その他	合計
④短期入所のみを希望している方		0	4	8	9	20	64	10	115
⑤短期入所＋居住系サービスを希望している方		0	4	7	41	72	173	7	304
	合計	0	8	15	50	92	237	17	419

		(単位:人)		
(4)障害の状況 ※重複あり		④短期のみ	⑤短期+居住系	合計
行動障害を有する方		34	152	186
重心認定がある、もしくは重心相当の方		17	21	38
医療的ケアを要する方		0	1	1
上記以外		28	111	139
合計		82	285	364

		(単位:人)		
(5)短期入所を希望する理由(複数回答)		④短期のみ	⑤短期+居住系	合計
介護者等のレスパイト		59	187	246
主たる介護者が高齢または病気・療養のため		39	180	219
主たる介護者等の仕事や親族での対応が困難なため		12	39	51
自立生活に向けた経験		25	62	87
入所施設利用に向けた経験		22	113	135
入所施設等入所までの利用		3	47	50
その他(家族と本人の折り合いがよくない等)		13	34	47

5 障害者支援施設・グループホームの圏域別状況

(1)障害者支援施設

(単位:人、か所)

圏域	人口	施設利用希望者数	障害者支援施設数	定員数	人口10万人あたりの施設定員数	人口10万人あたりの施設利用希望者数	1施設あたりの利用希望者数
全県	9,222,326	757	88	4,764	51.7	8.2	15.9
横浜市	3,771,005	307	24	1,177	31.4	8.2	26.1
川崎市	1,552,270	165	6	347	22.7	10.8	47.6
相模原市	723,414	23	8	450	62.7	3.2	5.1
横須賀・三浦	665,986	101	8	436	63.1	14.6	23.2
湘南東部	737,577	26	5	236	31.8	3.5	11.0
湘南西部	577,602	41	15	805	139.7	7.1	5.1
県央	866,025	69	16	930	107.4	8.0	7.4
県西	328,447	25	6	383	114.7	7.5	6.5

(2)グループホーム

(単位:人、か所)

圏域	人口	GH利用希望者数	GH数	GH定員数	人口10万人あたりのGH定員数	人口10万人あたりのGH利用希望者数	1GHあたりのGH希望者数
全県	9,222,326	542	994	15,543	168.5	5.9	0.5
横浜市	3,771,005	318	301	5,876	155.8	8.4	1.1
川崎市	1,552,270	※	119	1,860	119.8	※	※
相模原市	723,414	16	131	2,014	278.4	2.2	0.1
横須賀・三浦	665,986	92	103	1,105	165.9	13.8	0.9
湘南東部	737,577	15	90	1,215	164.7	2.0	0.2
湘南西部	577,602	34	91	1,374	237.9	5.9	0.4
県央	866,025	55	118	1,464	169.0	6.4	0.5
県西	328,447	12	41	635	193.3	3.7	0.3

※川崎市はGH利用希望者未把握

8 神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について

全庁横断的に新かながわグランドデザインに掲げた生活困窮に係る取組を進めるため、知事を本部長として設置した「神奈川県生活困窮者対策推進本部」の取組のうち、主に福祉子どもみらい局関係の取組状況等について報告する。

(1) 令和6年度の主な取組実績

令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法の趣旨を踏まえ、「子ども・若者」「女性」を含めた多様な対象、分野に関わる「孤独・孤立対策」に焦点を当て、施策を展開した。

(取組実績については、令和7年7月31日に県ホームページで公表)

予算	区分	主な事業	主な実績
令和6年度当初予算	孤独・孤立に陥っている方への支援	普及啓発	ポータルサイトの閲覧数 99,356件 出前講座の回数 5回 つながりネットワークの開催 2回 支援者向け研修の開催 2回 つながりサポーター養成講座の開催 1回
		住居不安定者実態調査事業	調査対象店舗数 ネットカフェ等 155店 ネットカフェの建物に深夜、月の半分以上来場している者の数 1,334件
		ひきこもり等への支援	L I N E相談件数 936件
	子ども・若者への支援	ケアラー・ヤングケアラーへの支援	L I N E相談件数 363件 電話相談件数 54件
		メタバースを活用した社会参加支援	総アクセス数 1,262人 [R6.9.3～R7.3.21(年末年始除く)] ユーザーアカウント発行数 937件
	女性への支援	困難女性自立支援事業費	令和7年1月に施設を開設 一時保護数 1名、自立支援 2名
		女性相談一時宿泊事業費	令和6年8月から事業開始 宿泊利用日数 5日
		困難女性つながりサポート事業（女性総合相談）	電話・メール・来所相談件数 4,616件 L I N E相談件数 873件 等
	社会的に弱い立場におかれている方への支援	S N S・性的マイノリティ相談事業費	令和6年4月開設 L I N E相談件数 311件
	共助の推進に向けた仕組みづくり	共助の輪による支援の仕組みづくり	かながわSDGsパートナーミーティングで企業等との連携に向けたマッチングを促進

6 月 補 正 予 算	N P O等への支援金の支給	合計1,388団体に支給 【内訳】生活困窮者支援団体 71団体 女性支援団体 7団体 ひきこもり等支援団体 60団体 高齢者団体等 1,200団体
----------------------------	----------------	---

(2) 今後の取組

ア 令和7年度予算に計上した事業の着実な推進

孤独・孤立の問題を未病の視点で改善するため、地域でつながり、支える取組を広げていくことにより「不安」を取り除き、自分らしく、いのちを輝かせることのできる「やさしい社会」をめざした施策を展開する。

予算	区分	主な事業	概要
令和7年度当初予算	孤独・孤立に陥っている方への支援	普及啓発及び官民連携の取組	孤独・孤立対策についてポータルサイト「さぽなびかながわ」を通じて情報発信する。また、官民連携プラットフォームを通じた多様な担い手間の連携を推進する。
		人材育成	人と人とのつながりの場（居場所）を立ち上げ、運営する地域人材を育成する。
		住居不安定者への新生活応援	住居不安定者への家具家電等購入費の補助等を行い、住居確保と自立を促す。
	子ども・若者への支援	ケアラー・ヤングケアラーへの支援	相談窓口や支援専門員の設置、居場所づくりを行う。また、ケアラー自身や周囲の認知を高めるため、普及啓発を行うとともに、相談窓口を記載したカードを学校に配布し、相談数増を目指す。
		メタバースを活用した社会参加支援	ひきこもり等の社会参加支援や障がい等による生きづらさを軽減するため、メタバース上でイベントを実施するとともに、引き続き交流の場や相談窓口を設置する。
	女性への支援	困難女性通所型支援等かながわモデル事業	困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら、切れ目ない支援を受けられるよう、新たに通所型支援を3か所で実施する。また、女性支援を担う人材発掘のための養成講座や情報発信を行う。
	共助の推進に向けた仕組みづくり	共助の輪による支援の仕組みづくり	生活困窮者支援などの社会的課題を解決するため、かながわSDGsパートナーをはじめとした多様な主体とのパートナーシップにより、県民の具体的なSDGsアクションを創出し、共助の輪による支援の仕組みづくりを加速化する。